

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年11月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800338号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800082号

第1 結論

請求期間について、請求者のA連合会におけるB共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月20日から同年9月4日まで

私は請求期間において、C大学病院から派遣され、A連合会が運営するD病院に勤務したが、この間のB共済組合の組合員記録がないので、調査して年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A連合会から提出された昭和58年8月1日現在の役職員名簿のD病院の欄には、請求者の氏名と共に「C大派遣」及び「整形外科医師」と記載されているところ、請求者が請求期間前後に在籍していたC大学病院から提出された人事記録及び請求者が記憶するD病院の上司の回答により、請求者が、請求期間においてD病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B共済組合から提出された、B共済組合制度における最終勤務先団体をA連合会とする組合員の記録である「喪失組合員照会」において、請求者の氏名は確認できない上、B共済組合は、請求期間に係る請求者の加入記録は確認できないと回答している。

また、請求者がD病院において、上司又は同僚であったとする5人に照会したが、同病院における大学から派遣された医師に係るB共済組合加入等、社会保険の取扱いについての具体的な回答は得られなかった。

さらに、A連合会は、昭和57年8月1日、昭和58年8月1日及び昭和59年9月1日現在の役職員名簿のD病院の欄において、請求者と同様に「C大派遣」として氏名の記載がある医師の人数はいずれも1人と回答しているが、B共済組合の組合員記録がある「C大派遣」の医師の人数はいずれも0人と回答している上、「当時、派遣医師、出張医等の短期雇用者についてはB年金に加入させていなかったと推測されます。」としている。

加えて、A連合会は、請求者の請求期間に係る請求内容どおりの届出、B共済組合の掛金の納付及び給与からの控除については、保存期限経過により当時の資料はなく不明と回答している。

また、戸籍の附票により確認できる請求者の請求期間当時の住所地であるE市は、請求期間当時の課税資料の記録については、保存期限経過により資料がなく不明である旨陳述しており、請求者の請求期間に係るB共済組合掛金の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係るB共済組合員資格の届出及びB共済組合掛金の控除について確認できる資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB共済組合員として請求期間に係るB共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。